

## Q1. 中小企業の定義はどのようなものですか。

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項の規定に該当する事業者です。  
概要は表のとおり。

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)	
	資本金の額 出資の総額	常時使用する 従業員数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5千万円以下	100人以下
④小売業	5千万円以下	50人以下

## Q2. どのような業種が対象となりますか。

中小企業基本法第2条第1項に定める事業者であれば、基本的に全業種を対象としています。

（対象とならない法人など）社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、協同組合など

## Q3. 事業者の本社（法人）や住所（個人）が市外で、事業所等が市内の場合は対象となりますか。

事業所等が市内にある場合は、対象となります。

## Q4. 事業者の住所（個人）が市内で、事業所等が市外の場合は対象となりますか。

対象外です。市内に本社又は事業所等がある場合のみ対象となります。

## Q5. 市内に複数の事業所等がある場合、事業所ごとに申請できますか。

できません。市内に複数の事業所等がある場合、1事業者扱いとなります。

Q6. 個人事業主で、主たる収入が営業収入・農業収入であるとは具体的にどのような場合ですか。

確定申告において、営業収入・農業収入のみしかない場合、又は営業収入・農業収入が給与収入等を上回る場合をいいます。

Q7. アパート経営をしている個人事業主は、対象となりますか。

不動産収入が主たる収入になる個人事業主は、対象となりません。

Q8. 創業して間もないが、補助対象となりますか。

令和4年7月1日以降に創業した者は、対象となりません。

Q9. フリーランスでも対象になりますか。

支給要件を満たしていれば、対象となります。

Q10. 運送事業者等を対象とした「燃油費高騰緊急支援金」を以前受給しましたが、対象となりますか。

「燃油費高騰緊急支援金」の受給額が、本支援金の上限額に達していない場合は対象となり、差額分が支給額となります。

Q11. 確定申告書に収受印等は必要ですか。

収受印等がある方が望ましいですが、やむを得ず準備できない場合は、一旦ご提出いただき、事務局で判断いたします。

Q12. 確定申告書は、税務署に提出して手元にないが、どうしたらよいですか。

確定申告書の写しの再交付について、所管の税務署や顧問税理士にご相談ください。

**Q13. 粗利等とは何でしょうか。**

今回の支援金支給制度で定義している粗利等とは

$$\text{売上高} - \text{仕入原価等} (\text{仕入原価} + \text{光熱費} + \text{燃料費}) = \text{粗利等}$$

又は

$$\text{売上高} - \text{製造原価等} (\text{材料費} + \text{光熱費} + \text{燃料費}) = \text{粗利等}$$

**Q14. 仕入原価等の仕入原価と製造原価の違いは何ですか。**

〈仕入原価〉 商品等を仕入れた費用です。

〈製造原価〉 商品等を製造するときの材料費や光熱費です。

※これらは職種によって分けられます。(製造業と販売業などの違い)

**Q15. 光熱費に水道費は対象となりますか。**

水道費は対象となりません。電気代、ガス代のみです。

**Q16. 個人事業主ですが、住民票は東広島市外にあり、事業所は東広島市内にあります。市税の滞納のない証明書の写しは、いずれの市町で取得すればよいですか。**

個人事業主の場合は、住民票のある市町で取得してください。

**Q17. 経済状況のモニタリングとは、どのようなものですか。**

アンケートやヒアリングによって事業活動の概況をお伺いさせて頂く場合があります。

今後の市政に役立てるために行うものですので、ご協力をお願い致します。

**Q18. 事業者ポータルサイトとは、どのようなものですか。**

事業活動に役立つ情報を集約した事業者のためのサイトです。

登録することで有益な情報をメールで受け取ることができます。令和5年3月に開設の予定です。

**Q19.** 仕入原価等又は製造原価等を計算する場合は、必ず光熱費と燃料費を加えなくてはなりませんか。

「売上－仕入原価」又は「売上－材料費」のみで対象要件を満たす場合は、光熱費、燃料費を含める必要はありません。

**Q20.** 外注費は、仕入原価又は製造原価に加えることは出来ますか。

外注費については、本支援金の対象外です。